

令和 7 年度 警報等発表時における対応措置

1 通常授業期間の対応について

- (1) 新宮市に大雨警報・洪水警報・暴風警報・特別警報のいずれかが午前 7 時の時点で発表されている場合、全校生徒は家庭学習（自宅待機）とする。
- (2) 新宮市以外の地域で大雨警報・洪水警報・暴風警報・特別警報のいずれかが午前 7 時の時点で発表されている場合、その発表されている地域に居住する生徒は家庭学習（自宅待機）とする。
上記（1）・（2）に関連して、解除後の対応は以下のとおりとする。

- ☐ 午前 8 時まで解除されたとき……………第 3 限から授業
- ☐ 午前 10 時まで解除されたとき……………第 5 限から授業
- ☐ 午前 10 時以降に解除されたとき……………家庭学習

ただし、解除後も地域の状況が危険な場合や交通機関の不通等で登校が困難なときは、学校に連絡の上、家庭学習（自宅待機）とする。また、交通機関の事故、災害やその他不可抗力などによるものは欠席としない。

各市町村別の警報を確認

「新宮・東牟婁地方」、「和歌山県南部」等の広域な情報ではなく、テレビの「d データ連動」放送や気象庁等からの詳細な情報を入手すること。

2 登校後の対応について

登校後、大雨警報・洪水警報・暴風警報・特別警報が発表された場合は別途指示する。

3 考查期間中の対応について

- (1) 午前 7 時の時点で、新宮市・那智勝浦町・太地町・古座川町・串本町・田辺市本宮町のいずれかに大雨警報・洪水警報・暴風警報・特別警報発表の場合、以降解除されても臨時休校とする。
- (2) 午前 7 時の時点で、上記以外（紀宝町等）の地域に大雨警報・洪水警報・暴風警報・特別警報発表の場合は、考查を実施する。ただし、その発表されている地域に居住する生徒は、以降解除されても家庭学習とする。その際、受験できなかった考查については別途対応する。
- (3) 臨時休校または家庭学習で実施できなかった考查は、考查最終日の翌日に実施する。

4 津波・大津波警報・巨大地震警戒等の対応について

- (1) 津波・大津波警報・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発令されている場合、発令中は休校とする。
自宅待機時は、市町村役場による避難勧告・指示等に従い、安全確保に努めること。
- (2) 津波注意報・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令されている場合、生徒は後発地震に十分警戒しつつ、安全を確保しながら登校する。

以上の措置はすべて安全確保を前提として行い、決して危険な行動は取らないこと。

地域の特性により、気象状況、交通機関の不通等で登校が困難なときは、学校に連絡の上、家庭学習（自宅待機）とする。

5 授業時間の確保について

警報等の発表により家庭学習等の措置をとった場合には、補充授業を行うなどの授業時間確保の措置を講ずるものとする。